

本制度の具体例

入社後1～3年目の従業員に月々1万5千円（年18万円）を手当として支給された場合、府が年9万円を補助します。

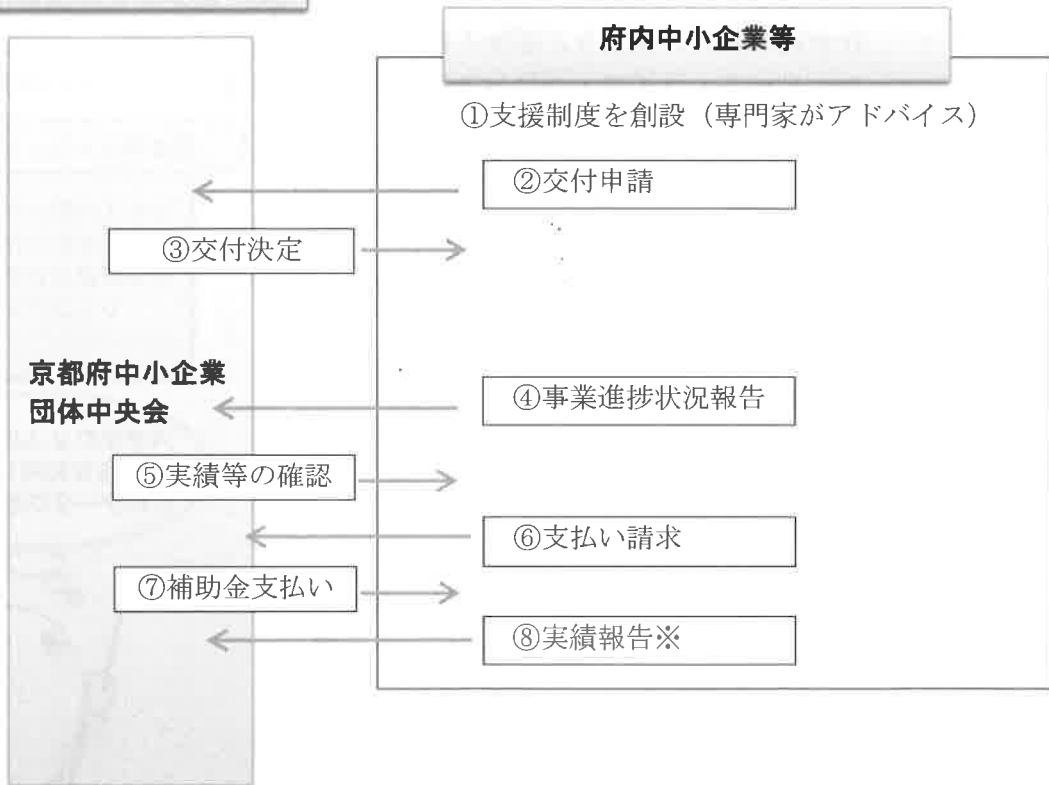
【返済総額300万円(年20万円)、返済期間15年の場合】

(単位:万円)

就 職	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7～15年目	計	
返 済 額	20	20	20	20	20	20	180	300	
負 担	本人	2	2	2	8	8	8	180	210
	企業	18	18	18	12	12	12		90
	府	9	9	9	6	6	6		45

※毎年20万円の返済額を、入社後1年目～3年目までは本人負担を年2万円に、4年目～6年目までは年8万円に軽減します。

申請手順



奨学金返済負担軽減支援制度を有するとは？

就業規則や社内規程等に従業員への奨学金返済負担軽減支援制度(手当等)を定めていただく必要があります。盛り込む方法、規程例については、京都府ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

- ◆就業規則の作成等の中小企業の就労環境改善に向けた取組を支援するため、社会保険労務士によるアドバイザー派遣(2回まで無料)や助成制度を設けておりますので、御活用ください。

【アドバイザー派遣連絡先】京都府社会保険労務士会

TEL : 075-417-1881 / FAX : 075-417-1880

